

一都税についてのお知らせ

11月 は 個人事業税第2期分の納期です

8月3日(月)にお送りした納付書により、11月30日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、11月10日(火)までにお申込みいただくと、個人事業税第2期分からの口座振替が可能です。



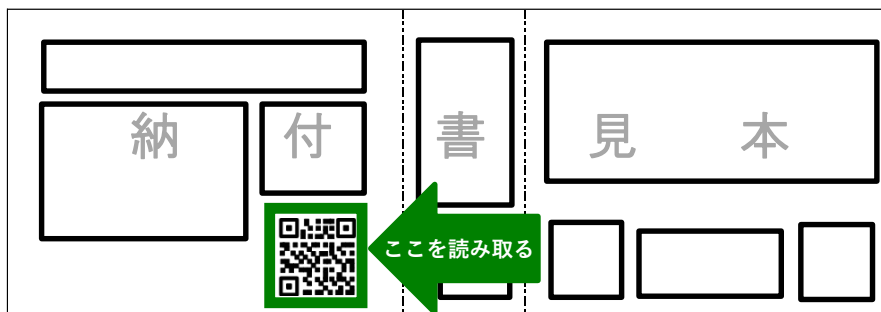
おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

eL お支払サイトの eL-QR 読取画面から納付書の eL-QR を読み取り、支払手続きをすると納付ができます。



ペイジーマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

<課税について> 所管都税事務所の個人事業税班又は支庁

<納付について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



(台東区) 台東都税事務所 03(3841)1271

—都税についてのお知らせ—

昨年度に引き続き、令和8年度も



小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します 23区内

減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が 400 m²以下であるもののうち 200 m²までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和8年12月28日（月）です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所
(台東区) 台東都税事務所 03(3841)1271

紙の確定申告書の 事前送付の取りやめについて

時 期

令和9年1月送付分から

対 象

電子申告を利用していない法人の
確定申告書

令和8年12月まで



角2（A4サイズ）封筒

令和9年1月以降



長3（A4三つ折り）封筒

申告書、別表の送付を取りやめ、納付書と税率表のみ送付します。
申告書等の様式は、東京都主税局HPからダウンロードできます。

東京都主税局ホームページ

東京都 法人二税 申告書

検索



eLTAXによる電子申告・電子納税のご利用を是非ご検討ください。

【電子申告・電子納税の利用のお手続】

※詳細はeLTAXホームページをご覧ください

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXホームページ

エルタックス

検索



本件に関するお問い合わせ先 所管都税事務所又は支庁の法人事業税担当



東京都主税局・都税事務所

取りやめの対象は確定申告書のみです。予定申告書等は引き続き送付いたします。

詳細は東京都主税局ホームページをご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/work/houjinji/2026010501>

ー都税についてのお知らせー

にせ都税メール・電話にご注意ください



都税事務所の職員を装って、個人情報をもとめたり、金銭をだまし取ろうとしたりする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。
また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

【事例】

- ・「あなたは納期限を超過した未納の税金があります。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ＡＴＭに誘い出す。
- ・ＡＴＭコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ＡＴＭの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

不動産登記の申請時には

固定資産税・都市計画税 **課税明細書**を
ご利用ください。



東京23区は

固定資産価格を法務局へ電子通知しているため、
評価証明（有料）の添付は原則不要※です。

※注意事項をご参照ください。

不動産登記申請の際には、登録免許税の算定のため、
固定資産の価格を記載する必要があります。

その価格は、固定資産税・都市計画税納税通知書と一緒に
お送りする課税明細書でご確認いただけます。

注意事項

- 不動産登記申請は、課税明細書の写しを添付して行うことができます。
- 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年6月にお送りしています。
納税通知書及び課税明細書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- 4・5月に登記申請を行う場合は、課税明細書で新年度の価格が確認できないため、評価証明をご申請ください。
- その他、非課税が適用されているなど、評価証明が必要となる場合があります。詳しくは東京法務局にお問い合わせください。

お問合せ先

- 登記申請に関すること …東京法務局 登記電話案内室 03-5318-0261
- 固定資産税に関すること …資産が所在する区にある都税事務所
(台東区) 台東都税事務所 03-3841-1271

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

